

新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策における 税制上の措置について

新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により
経済的に厳しい状況に置かれている納税者へ、地方税に関する税制上の措置を実施します。

市民の皆さんへ

市・県民税関係

問合せ先 税務課市民税グループ(☎84-5011)



◎住宅ローン控除の適用要件の弾力化

住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)は、住宅ローンを借りて住宅の取得等をした場合、毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、所得税等から控除する制度です。また、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の市・県民税から控除(住宅借入金等特別税額控除)することができます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず入居期限要件を満たせない場合でも、一定の要件を満たすことで減税措置が適用されます。

控除期間が13年間に延長される 「特例措置」の入居期限要件

消費税率の引き上げ時に、消費税率10%が適用される住宅の取得等をし、令和2年12月31日までに入居する場合に、控除期間が13年間に延長される「特例措置」が実施されましたが、次の要件を満たす場合は、**令和3年12月31日までに入居すれば、措置の対象**となります。

- ① 次の期日までに契約が行われていること
 - 注文住宅の新築
…令和2年9月末
 - 分譲住宅・既存住宅の取得、増改築等
…令和2年11月末
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で入居が遅れたこと

既存住宅を取得した際の 入居期限要件

既存住宅を取得したとき、取得の日から6か月以内に入居する必要がありますが、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ、入居が遅れた場合でも、次の要件を満たす場合は、**「増改築等完了の日から6か月以内」に入居すれば、措置の対象**となります。

- ① 以下のいずれかの遅い日までに増改築等の契約が行われていること
 - 既存住宅取得の日から5か月後まで
 - 関連税制法が施行の日(令和2年4月30日)から2か月後(令和2年6月30日)まで ※施行日より前に契約の場合も可
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと



◎中止などされたイベント等に係る チケット払戻請求権を放棄した観客などへの寄附金控除の適用

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止などされた文化芸術・スポーツイベントで、文化庁やスポーツ庁が指定したものについて、チケットの払戻しを受けないことを選択した人は、その金額分を「寄附」とみなし、申告することで所得税の寄附金控除の対象となります。また、対象のイベントのうち条例で定めるものについて、市・県民税でも税額控除の対象となります。

※確定申告、市・県民税申告の際に、主催者が発行する対象の指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書が必要です。

軽自動車税関係

問合せ先 税務課市民税グループ(☎84-5011)

◎軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長



軽自動車税環境性能割は、軽自動車を取得した際に燃費性能等に応じた税率で納めていただく市税です。

消費税率の引き上げに伴う臨時的軽減措置として、令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車を対象とした1%の軽減措置について、適用期間を6カ月延長し令和3年3月31日までとします。

■軽自動車税環境性能割の税率(自家用乗用車)

燃費性能等	税率	
	標準税率	臨時的軽減
		令和元年10月1日～令和3年3月31日
電気軽自動車等※1	非課税	非課税
☆☆☆☆※2かつ令和2年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
☆☆☆☆かつ令和2年度燃費基準達成車	1%	非課税
上記以外の車	2%	1%

※1 電気軽自動車等…電気軽自動車および天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合車または平成21年排出ガス基準10%低減達成車)

※2 ☆☆☆☆(4つ星マーク)…平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車

事業者の皆さんへ

※詳しくは、市ホームページに掲載しています。

固定資産税関係

問合せ先 税務課資産税グループ(☎84-5010)

◎中小事業者等※3が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税等の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対して、令和3年度に課税される1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の負担を軽減します。

軽減措置の内容

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等の償却資産と事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税および都市計画税の課税標準額を2分の1または零(ゼロ)とします。

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月の事業収入	課税標準額
30%以上50%未満減少している場合	2分の1
50%以上減少している場合	零(ゼロ)

適用手続き

市指定の特例申告書に認定経営革新等支援機関等※4の確認を受けた上で、令和3年1月4日から2月1日までに税務課資産税グループへ申告してください。

◎生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新たに設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、現行の特例措置対象資産に事業用家屋と構築物を加えて適用対象を拡充し、法律の改正を前提として適用期間を2年延長します。

軽減措置の内容

先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が、令和2年4月30日から令和3年3月31日までに取得した事業用家屋および構築物の固定資産税の課税標準額を3年間零(ゼロ)とします。
※生産性向上特別措置法の改正を前提として、現行の特例措置対象も含め、令和5年3月31日まで2年延長する見込みです。

■適用要件

事業用家屋	<ul style="list-style-type: none"> ●取得価格が120万円以上のもの ●取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの(生産性が年平均1%以上向上するもの) ※現行の要件を満たしている必要があります。
構築物	<ul style="list-style-type: none"> ●取得価格が120万円以上で販売開始日が14年以内のもの ●旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

適用手続き

市指定の特例申請書を償却資産申告書とともに、税務課資産税グループへ提出してください。

※3 中小事業者等…資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員が1,000人以下の個人をいいます。

※4 認定経営革新等支援機関等…税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関(商工会議所、地域金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等)